

資料②

三遠南信地域における特色ある広域連携の取組（市町村）

資料①の事業一覧のうち、特色ある広域連携の取組をいくつか取り上げ、その詳細な内容について担当者への聞き取り調査を実施。

特色ある広域連携の取組一覧

基本方針	連携事業名		頁
【道】 中部圏の中核となる 地域基盤の形成	道の駅、SA・PAを拠点とした地域連携	NEXCO 中日本、 周辺自治体	13
	山間部における情報インフラ整備に関する連携	北設広域事務組合 (設楽町、東栄町、豊根村)	15
【技】 持続発展的な 産業集積	飯伊地域起業支援に関する連携	飯田市、駒ヶ根市、 南信エリア商工会議所	17
【風土】 塩の道エコミュージ アムの形成	歴史遺産・民俗芸能のパネル展共催に関する連携	遠江歴史文化ネットワーク (浜松市、ほか11市町村)	19
【山】 中山間地域を活かす 流域モデルの形成	山間部廃校施設の活用に関する連携 流域圏の交流事業に関する連携	豊橋市、田原市、設楽町、 阿南町、宮田村	21
	広域公共交通網の構築に関する連携	北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町、東栄町、豊根村)	23
【住】 広域連携による 安全・安心な地域の形成	静岡県西部広域地域連携パスに関する連携	公設を含む遠州地域医療機関	25

資料②では、聞き取り調査などで得られた情報をもとにして、連携事業の概要をレポート形式にまとめている。三遠南信地域では上記以外にも多くの連携事業が実施されているが、ビジョン基本方針との関連や、東三河・遠州・南信州のバランス、平野部山間部といった地域性を考慮して、上表の7つの連携事業を取り上げている。

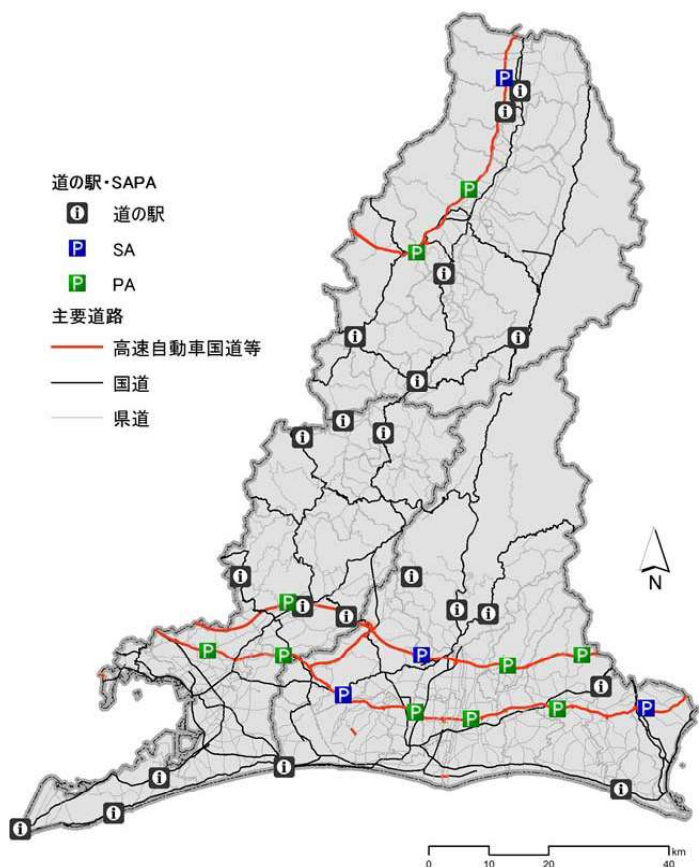
レポートの内容は事業の概要にくわえて、複数組織間の連携を円滑に行うための制度要因などに注目しつつ、今後の展望を簡単にまとめている。現時点では、三遠南信の一部地域にみられる限定的な事例であるが、ここで取り上げた連携事業の他地域への波及や、さまざまなアクターのさらなる参画のための情報共有に資することを目的とする。

道の駅、SA・PA を拠点とした地域連携

三遠南信地域には道の駅が 21 施設、SA が 4 施設、PA が 10 施設ある。道の駅は「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」の 3 機能を併せ持つ施設として整備・活用されている。また、SA・PA では従来の長距離運転者用の単なる休憩施設から転換を図り、SA・PA 自体が目的地となるような魅力ある施設整備やコンテンツの充実、さらには地域の顔化を目指した地域連携が進められている。

[三遠南信地域内の道の駅、SA・PA]

地域	施設	数
東三河	道の駅	9
	SA	0
	PA	3
遠州	道の駅	6
	SA	3
	PA	5
南信州	道の駅	6
	SA	1
	PA	2
三遠南信	道の駅	21
	SA	4
	PA	10



出典：愛知大学作成

[道の駅の地域連携事例]

- ・地域福祉、産業振興、観光総合窓口の拠点機能を併せ持つ道の駅「信州新野千石平」

- ◆「道の駅」から高齢者宅への宅配サービスを通じた買い物支援や安否確認のほか、町民バスと連携した通院・公共機関等への外出支援など、**中山間地の生活を支援**。
- ◆「道の駅」の販売力、情報発信力を活用し、**直営農場の運営や第6次産業の育成を図り、雇用の確保・定住化を促進**。
- ◆「祭り」、「農業体験・農家民泊」等、**多様な地域資源を生かした観光・体験メニューを「道の駅」から情報を発信**。



出典：国土交通省 中部地方整備局

A museum display case containing several historical firearms. The firearms are mounted on a wooden rack and resting on a wooden stand. The display is illuminated by spotlights.

商談会のスキーム



道の駅、SA・PA は、従来は通過する道路利用者へのサービスが中心であったが、近年では観光や防災、福祉、文化などの多彩な機能をもつ拠点施設としても活用され、地域と連携した取り組みが進められている。今後は地域連携に広域連携の視点を加え、道の駅、SA・PA 相互のネットワーク化などの取り組みを進めることにより、三遠南信地域全体の広域観光や広域防災などへの活用が期待される。

伊豆道の駅ネットワーク

- [illegible]

14

山間部における情報インフラ整備に関する連携

総務省は、地域の情報格差を是正するため、交付金・補助金等を条件不利地域に対して交付することで、地方公共団体への支援を行っている。図1が示すとおり、三遠南信地域における民間事業者のサービス供給エリアは、東三河・遠州の平野部と飯田市市街地周辺に限られており、山間部の多くは対象エリア外になっている。したがって、そういった地域（特に愛知県と長野県の県境域自治体）では、情報インフラの設置・運営を「公設公営」で実施している。

情報インフラの公設公営とは？

方式	パターン	メリット	デメリット
民設民営 (単独)	民間事業者による独自の整備	- 行政の事務的負担がない - 行政の整備費用負担がない - 整備後の運営費用についてのリスクがない - 整備後の管理運営の必要がない	行政内部のシステムや住民向け行政サービス提供のためには別途インフラを整備する必要がある
民設民営 (支援)	加入者・需要の保証による整備	- 行政の事務的負担が小さい - 行政の整備費用負担がない - 整備後の運営費用についてのリスクがない - 整備後の管理運営の必要がない	- 行政内部システムや住民向けサービス提供のためには別途インフラの整備が必要 - 一定要望数を定めるための交渉、一定加入要望数を確保するための募集・調査が必要
公設民営 (IRU)	地方公共団体等のネットワーク貸与による整備	- 整備後の運営費用についての負担が少ない - 整備後の管理運営に関するリスクが小さい - 整備したネットワークの多目的利用が可能	- 行政の事務負担が大きい - 行政の整備費用負担が大きい - IRU事業者の意向により制限を受ける可能性がある
公設公営	地方公共団体による独自の整備	- 整備したネットワークの多目的利用が可能 - 行政の意向だけに沿った構築が可能	- 行政の事務的負担がさらに大きい - 行政の整備費用負担が大きい - 整備後の運営費用についてのリスクがある - 整備後の運営管理に関する負担が大きい

出典：総務省資料

【実施主体】北設広域事務組合

【エリア】北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

【事業概要】

奥三河に位置する設楽町、東栄町、豊根村では、地上波放送デジタル化への完全移行に対応するため、平成21年に3町村の連携のもとでの基盤整備が進められた。現在では、3町村の全世帯に光ケーブルが接続されており、総延長459,860kmの情報ネットワーク網が整備されている。平成28年度からは北設広域事務組合が情報ネットワークの管

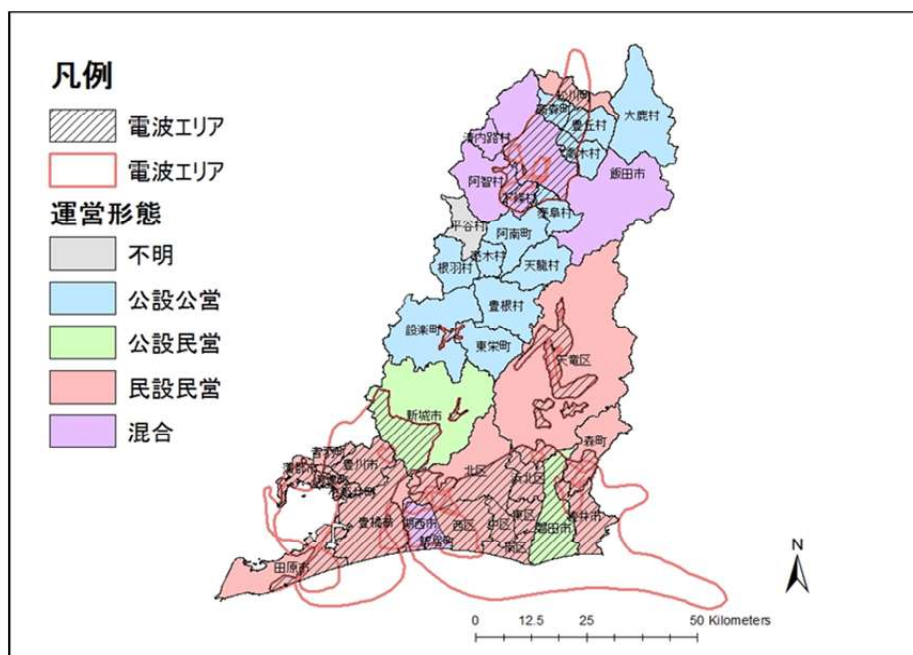


図1 運営形態と電波エリア

出典：愛知大学地域政策学部 2016 年度卒業研究

理運営を行っており、平成 27 年度運営管理経費の 323,273 千円（うち委託料が 173,417 千円）を 3 町村で按分し、地域全域の放送・通信環境を維持管理している。

まとめ：

2015 年 10 月 11 日の静岡新聞の記事においても言及されているが、過疎化が進む山間自治体における人口流出防止とさらなる移住定住の促進のためには、都市部と通信格差のない住みやすい生活環境の実現が必要不可欠となってくる。図 2 は、愛知大学による受託研究の成果の一部で、東栄町における光ケーブル網の維持コストを、基地局からの距離と接続世帯数から算出したものである。今後の避けられない人口減少に備えて、既に敷設されたケーブル網の維持コストにも注目しつつ、戦略的な経費削減の取組が必要となってくるだろう。

このような評価分析を自治体が独自に実施するのは困難が生ずる。そこで、広域行政組織による全体調整だけでなく、今回のケースのように地域のさまざまな機関による幅広い協力が必要とされる。

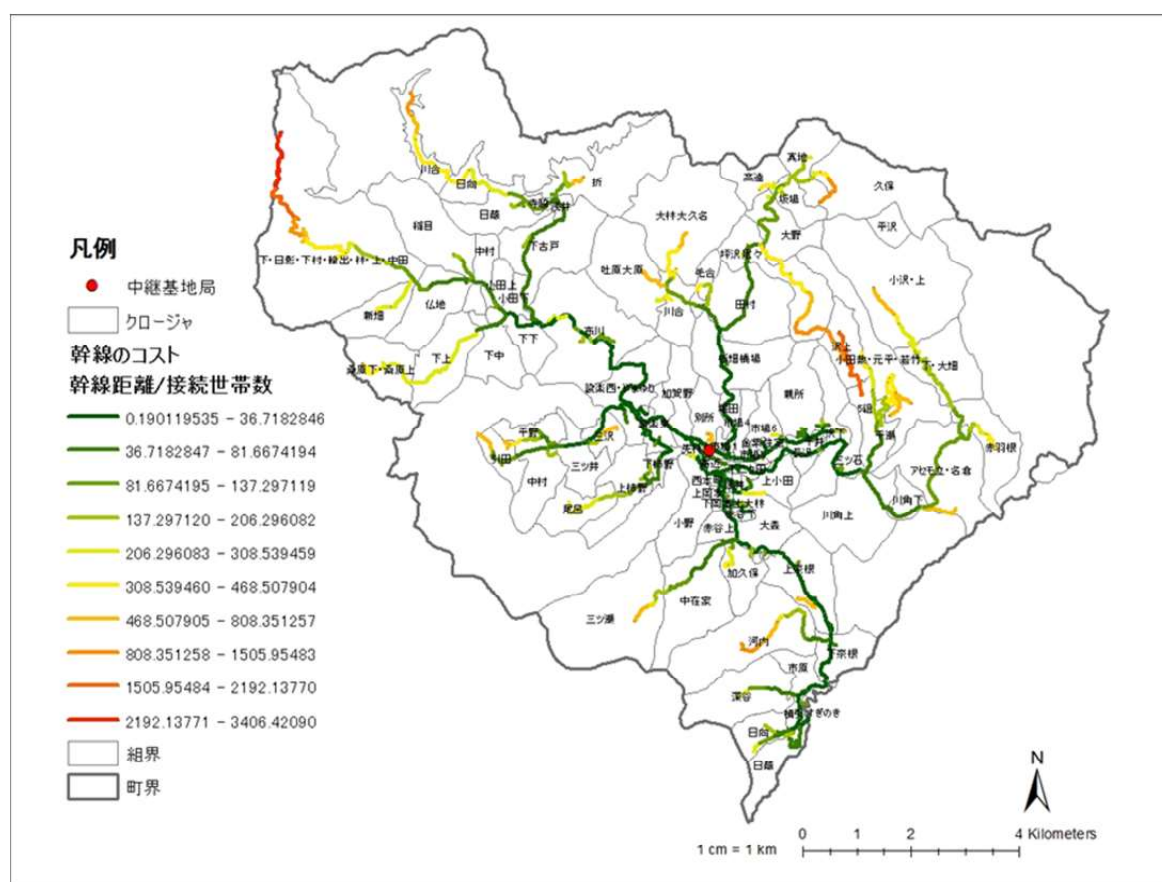


図 2 東栄町における配線コストマップ

出典：愛知大学地域政策学部 2016 年度卒業研究

関連文献：

蔣湧ゼミ卒業生「光ファイバー敷設と運用コスト構造に関する空間分析—東栄町情報基盤整備事業を事例に一」、愛知大学地域政策学部卒業研究，2016 年

飯伊地域の創業支援事業に関する連携

日本では、欧米諸国に比べた低い開業率が長らく問題視されてきたが、その影響もあり、現在中小企業数は減少し続けている。そこで、創業期における地域の産業競争力を強化するため、「創業支援事業者支援事業」が施行され、全国の自治体でその活用が広がっている。2016年8月現在で、全国1,195市区町村（1,058件）が認定を受けることで支援事業を展開している。

創業支援事業者支援事業は、経済産業省の産業競争力強化法に基づく創業期（創業準備＋創業後5年未満）を対象とする支援策の1つであり、その支援内容は以下のとおりである。

支援内容

- ① 経営力強化のためのスキルアップ研修
- ② 専門家によるハンズオン支援
- ③ インキュベーション施設
- ※ 別の支援策である「創業支援スクール」との連携実施も可能

三遠南信における現状

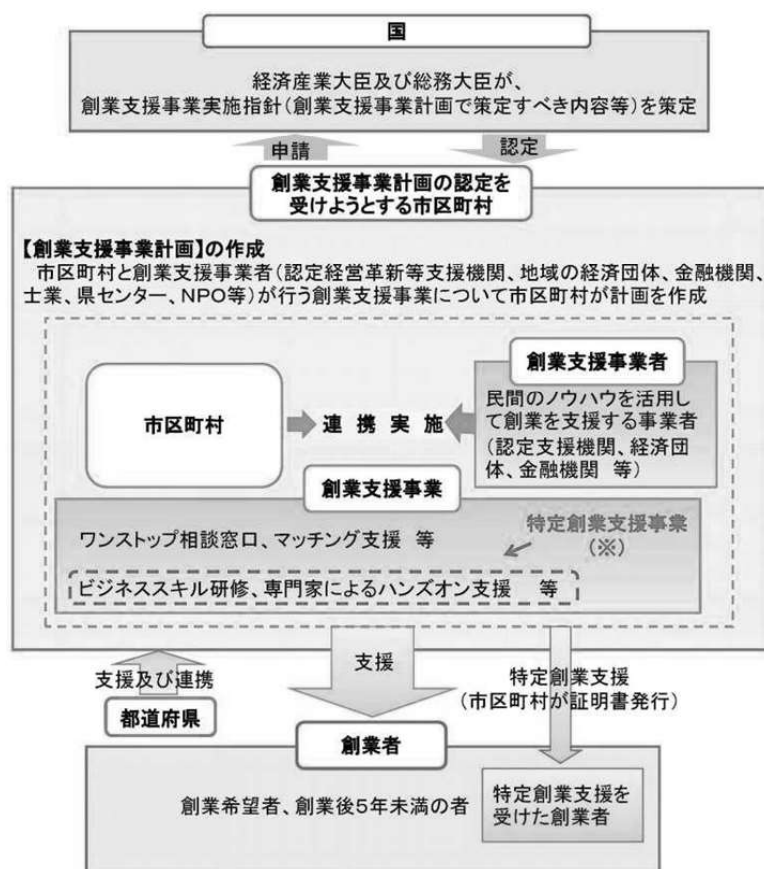
三遠南信地域では、ほぼ全ての市町村が事業者との連携実施を個別に計画し、認定自治体となっている。うち、奥三河4市町村と下伊那西部3村は、共同申請による認定を受けている。

それら認定自治体の計画書によると、基礎自治体、商工会・商工会議所、地域金融機関がネットワークを構築しつつ、相談窓口、創業塾、創業セミナーを実施する内容となっている。

課題

以上のような政策の実現によって、市町村を単位とする創業支援の取組は、関連アクター間での調整が図りやすくなった。そして、今後のさらなる展開として、行政界を越える広域圏での共同実施による事業の効率化が検討されている。

たとえば、遠州広域行政推進会議においては、「広域での対応を希望するもの」に創業支援や中小企業支援事業をあげる自治体がある（第7回会議資料参照）。また、その後の調査結果として、起業予備軍の発掘・育成、ベンチャー企業間の連携に関して、市町単独では事業対象者が少ないことから、ブロック単位や地域全体での取り組みが望ましいと報告されている。



（※）特定創業支援事業とは、市区町村又は認定連携創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

図1 創業支援事業者支援事業のフロー

出典：中小企業庁資料

◆ 高度広域連携支援にかかる「広域専門指導員」の設置

【実施主体】 各市の商工会議所、長野県商工会議所連合、長野県産業労働部産業政策課

【エリア】 南信エリア（飯田市、駒ケ根市、伊那市）

【事業概要】

- 商工会・商工会議所を通じた経営指導が、社会的要請により高度かつ広域化したことを受けて設立。
- 外部講師の招聘による短期的な専門知識指導の常設化が目的の1つ。
- 県商工会議所連合会など事業者からの要望により、平成27年度より運用開始（平成28年度には増員を要望）。
- 長野県産業労働部産業政策課の小規模対象支援事業における予算化。
- 長野県内を5ブロックに分け、現在、各地域に2名ずつ指導員を配置。
- 南信エリアの主な連携事業は、創業支援、事業承継、商談会。具体的には、各商工会議所が実施する創業塾やセミナー参加希望者に対する広報の相互協力、商談会やセミナーの内容や日程調整など。
- 年数回、関係各位による広域会議を開催することで広域的な調整を実現。

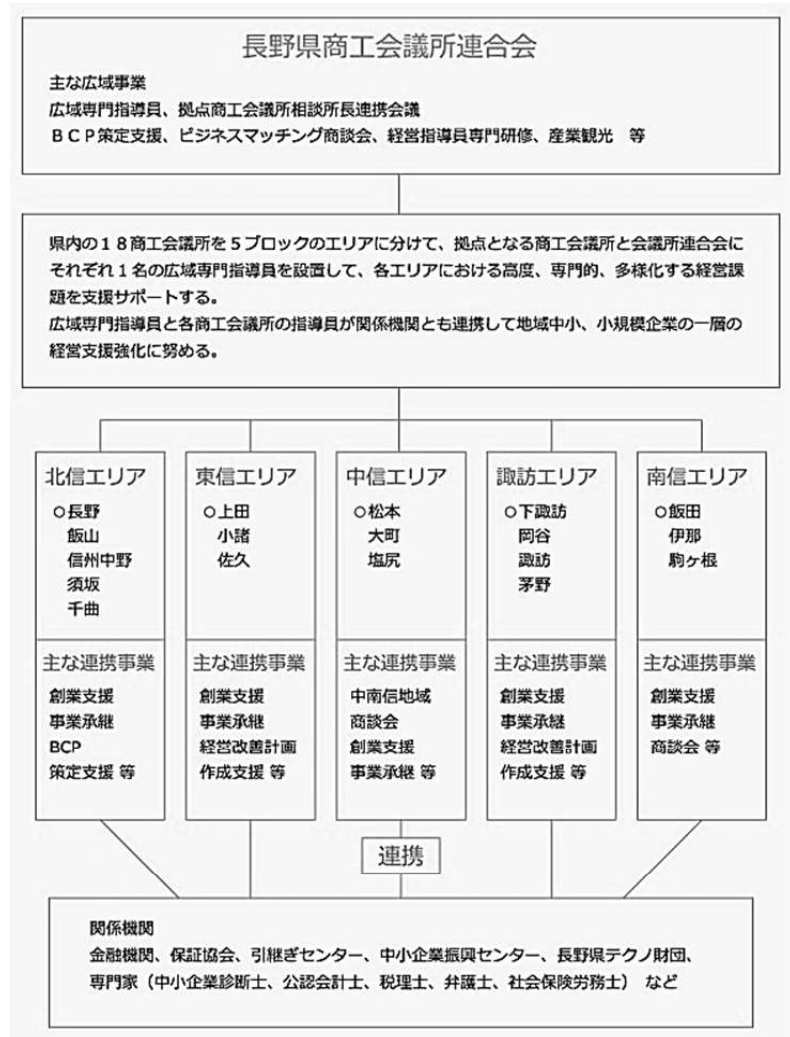


図2 長野県商工会議所連合会の組織図

出典：長野県商工会議所連合会ホームページ

まとめ：

平成27年度から実施され始めた新しい取組のため、その成果がみられるにはもう少し時間経過を要する。しかし、市町村単位を基本とした国からの補助金を活用することで市域の創業支援事業の共同実施体制を構築し、くわえて、中間自治体である県の協力を得ることで、その事業実施の広域連携を実現しつつある好例といえる。

ここで取り上げたのは、商工会議所による広域連携の一例である。しかし、グローバル化の影響を受け、規模の違いによる販路等の空間的広がりには差異がなくなりつつあることを考慮すれば、今後は、管轄官庁の異なる周辺小規模自治体の商工会とも連携を進めることで、広域圏一体としての産業競争力のさらなる強化が必要となるだろう。

歴史遺産・民俗芸能のパネル展共催に関する連携

NHK 大河ドラマおんな城主直虎の影響もあり、秋葉街道沿いの文化財への注目が高まっている。旧遠江国の静岡県西部では、12 市町の文化財普及担当課を中心とした「遠江歴史文化ネットワーク事業」が、地域における歴史や文化に関する情報を発信している。そこでは、遠州周辺の歴史文化に関する企画展示等の蓄積があり、文化庁による日本遺産（Japan Heritage）やおんな城主直虎推進協議会といった他の関連事業における取り組みへの活用も期待される。

【実施主体】12 市町担当課（遠江歴史文化ネットワーク）

【エリア】浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、森町、島田市、吉田町、川根本町

【事業概要】

- 平成 21 年度より、浜松市文化財課が中心となって、パネル展開催のための情報収集に資する作業グループを設置。しかし、それ以前から、各市担当者（学芸員など）レベルでの情報共有は、行政界を超えて充実。
- 連絡会議は不定期開催。情報集約とパネル展の内容確認。
- 平成 21 年度から平成 27 年度まで巡回パネル展が各市の持ち回りで開催され、過年度のパネル展のテーマは表に示すとおり。
- 一回の展示で 15～25 枚程度のパネル展示を企画。集約された歴史や文化に関する情報は、図 1 のパネル例に示すように史跡・伝統芸能名、所在地、関連情報の項目。

平成 21 年度	遠江の歴史的建造物—近代編—
平成 22 年度	遠江のやきもの
平成 23 年度	遠江の伝説と秘話
平成 24 年度	遠江の祭礼と民俗行事
平成 25 年度	わが町自慢の史跡
平成 26 年度	家康の名所・旧跡・伝説の地
平成 27 年度	遠江の今川氏

まとめ：

これまで、遠江歴史文化ネットワークは、上表に示す 7 つのテーマによる巡回パネル展を実施し、遠江国の歴史文化財に関する多くの情報を集約している。また、文化財に関しては、国・県指定文化財や国の登録文化財もあり、さまざまな関係機関によって、歴史的財産に関する情報が集約されている（「文化財ナビ愛知」<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/bunka/bunkazainavi/>）。

遠江歴史文化ネットワークそのものは、行政界にとらわれない担当者間での学術的かつ緩やかなつながりであり、組織的活動を伴うものではない。しかし、

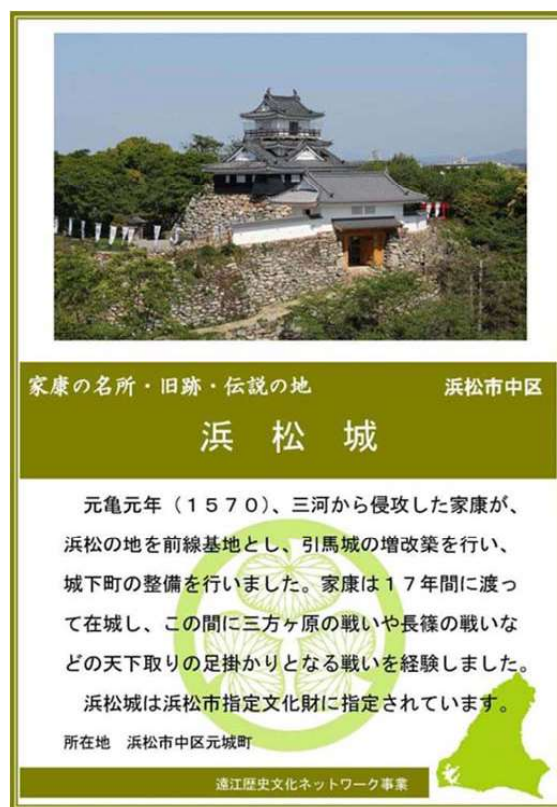


図 1 文化財に関するパネル情報

出典：遠江歴史文化ネットワーク提供

その発信事業により蓄積された歴史的財産の情報は、関連事業へ活用可能な有益な情報となるだろう。たとえば、平成 24 年度「遠江の祭礼と民俗行事」は日本遺産事業への活用が考えられ、平成 27 年度「遠江の今川氏」は NHK 大河ドラマをきっかけとした広域観光振興に活用できる。下表には、「遠江の今川氏」のパネル一覧を一例としてあげる。

今後、遠州だけにとどまらず、南信州における伊那の人形芝居や奥三河の花祭りなどの無形民俗文化財も含めた三遠南信広域圏での企画展示・講座等に関する情報集約が進めば、地域の歴史文化振興への活用のみならず、三遠南信の知名度向上、さらには一体感の醸成の一助ともなるだろう。

	パネル名	所管自治体
01	塩買坂と少林寺	菊川市
02	氏真と棚草用水	菊川市
03	宇津山城址と浜名湖	湖西市
04	左馬武神社と新野左馬助	御前崎市
05	高松神社と今川氏	御前崎市
06	今川貞世居所	森町
07	今川範国の所領と代官屋敷	森町
08	今川範国が陣取った三倉山	森町
09	小長谷城	川根本町
10	今川了俊と海蔵寺	袋井市
11	今川氏と西楽寺	袋井市
12	今川氏と法多山	袋井市
13	祥雲山慶寿寺	島田市
14	今川支配と自治都市「見付」	磐田市
15	今川範国の文書	磐田市
16	今川範国墓所	磐田市
17	蜂前神社と井伊谷徳政	浜松市
18	伝松下屋敷跡	浜松市
19	欠下城址（大菩薩山）	浜松市
20	掛川古城跡	掛川市
21	小山城跡	吉田町
22	大平城跡	浜松市
23	堀江城跡	浜松市
24	井伊氏の本拠・井伊谷	浜松市
25	勝間田城跡	牧之原市

山間部廃校施設の活用に関する連携

少子高齢化の影響もあり、学校統廃合と廃校舎の活用が全国的な課題となっている。文部科学省の廃校施設活用状況実態調査の結果によると、平成 14（2002）年から平成 25 年の間に全国で 5,801 校、うち静岡県 90 校、長野県 68 校、愛知県では 48 校が廃校になっている。また、施設が現存する廃校 5,100 校のうち 1,513 校（29.6%）は空き施設となっている。こういった状況を受け、平成 27（2015）年には、文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き一少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて一」を通告した。

〔実施主体〕 豊橋市生涯学習課

〔エリア〕 豊橋市、設楽町（豊川上下流域）

〔事業概要〕

- ・ 近隣小学校との統合により、設楽町立神田小学校が平成 7 年に廃校、同年には「豊橋市神田ふれあいセンター」としての利用が開始される。自然豊かな環境の中での青少年育成拠点として開設。
- ・ 廃校舎とその用地は、豊橋市が設楽町より借り受けている。
- ・ センターの使用料、宿泊料、水道光熱費、寝具等は、豊橋市が負担している（平成 26 年度管理費は年間 331 万円）。
- ・ 管理運営は豊橋市教育委員会生涯学習課だが、地元区長が責任者を務める「神田ふれあいセンター管理委員会」に日常的な運営を委託している。
- ・ 豊橋市民と設楽町民だけでなく、利用料金は全面無料。利用の受付期間が、豊橋市民及び設楽町民が 1 年前から予約可。それ以外は 6 か月前からの予約受付。



図 1 神田ふれあいセンター外観

出典：豊橋市ホームページより

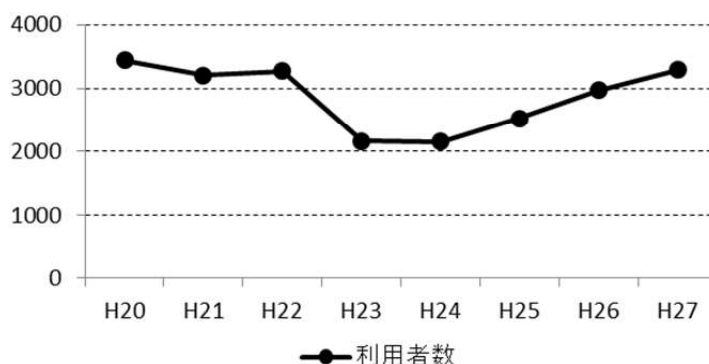


図 2 利用者数の推移

出典：豊橋市主要施策成果報告書

- ・ 平成 20（2008）年度以降の利用者数の推移は、平成 20 年に 3,443 人、平成 27 年度は 3,287 人。一時、利用者数が減少したが、近年は増加傾向にある（図 2）。
- ・ 平成 27 年度の利用者の内訳は表 1 に示すように、日帰り利用の合計が 1,876 人、宿泊

表 1 平成 27 年度利用者の内訳

	豊橋市民	設楽町民	その他	合計
日帰り	536	1,094	246	1,876
宿泊	1,013	0	380	1,393

出典：豊橋市生涯学習課資料より

利用が 1,393 人となっている。豊橋市民の利用が多いが、豊橋及び設楽以外からの利用も年間 626 人ある。

- 夏の野外キャンプ、五平餅講習会、高齢者セミナー、イルミネーション祭り等で利用されている。

まとめ：

三遠南信地域の大部分を占める中山間部では、神田ふれあいセンターのほかにも廃校舎の有効活用事例がある。たとえば、平成 22 年に閉校した東栄町立東部小学校は、NPO 法人が指定管理者を務める「東栄町体験交流館のき山学校」として生まれ変わり、集落活性化及び観光振興をはかる目的で、共同スペースや図書館のみならず、カフェや体験農園などを併設する。

ここで取り上げた神田ふれあいセンターの事例は、豊川上下流域の交流の一環である点が特徴的である。今後も増加することが予想される山間部の空き家や空き公共施設への対策を、交流・定住促進の目的で都市部自治体と連携していくことが、三遠南信地域全体の交流活性化の視点からも興味深い。

関連資料・文献：

廃校施設活用状況実態調査 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/11/1353354.htm)

嶋津隆文編著『学校統廃合と廃校活用―地域活性化のノウハウ事例集―』東京法令出版、2016 年、pp. 129-131

基本方針 4 流域定住推進体制の整備

流域圏の交流事業に関する連携

政策根拠の 1 つとなる人口規模の拡大に関する取組は、企業誘致に伴う定住人口の獲得から、プロモーション活動によって地域内外からの認知や評判を高めるような取組へと変容しつつある。そのような取組のうち、流域圏の上流域と下流域の交流を目的の 1 つとし、地域内外へのプロモーションも兼ねる「海のまち山のまち交流スタンプラリー」の取組を簡単に紹介する。

【実施主体】 田原市（企画課）、設楽町（企画ダム対策課）、阿南町（総務課）、宮田村（観光協会）

【エリア】 上記 4 市町村

【事業概要】

- 田原市が中心となり、姉妹都市である設楽町と開催。のちに、友好都市である長野県 2 町村とも共同実施。
- 各市町村の観光施設に設けられたラリースポットでスタンプを集めることで、国内旅行券や地元特産品といった景品に応募できる



広域公共交通網の構築に関する連携

愛知県北設楽郡の 3 町村（設楽町・東栄町・豊根村）は個別に地域公共交通会議・有償運送運営協議会を設置し、地域の足である路線バスの維持などにそれぞれ取り組んでいたが、3 町村の移動には乗り換えが必要など通学や通院、買い物など日常生活の移動に不便をきたしていた。そこで、公共交通や移動手段のあり方を総合的に検討するために、平成 21 年に 3 町村、国・県機関、交通事業者、住民代表、学識者等が参画する「北設楽郡公共交通活性化協議会」を設置。

【実施主体】 設楽町、東栄町、豊根村、北設楽郡公共交通活性化協議会（各路線の運航はそれぞれの町村）

【エリア】 愛知県北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

【事業概要】

地域公共交通総合連携計画を策定し、総合交通システム「おでかけ北設」を構築。従来は主に町村内を運行していた各町村営バスやその他の公共交通網を再編・総合化し、町村をまたぐ「基幹バスの運行」や「電話予約制の予約バスの運行」、「ダイヤ調整」などを共同で実施している。

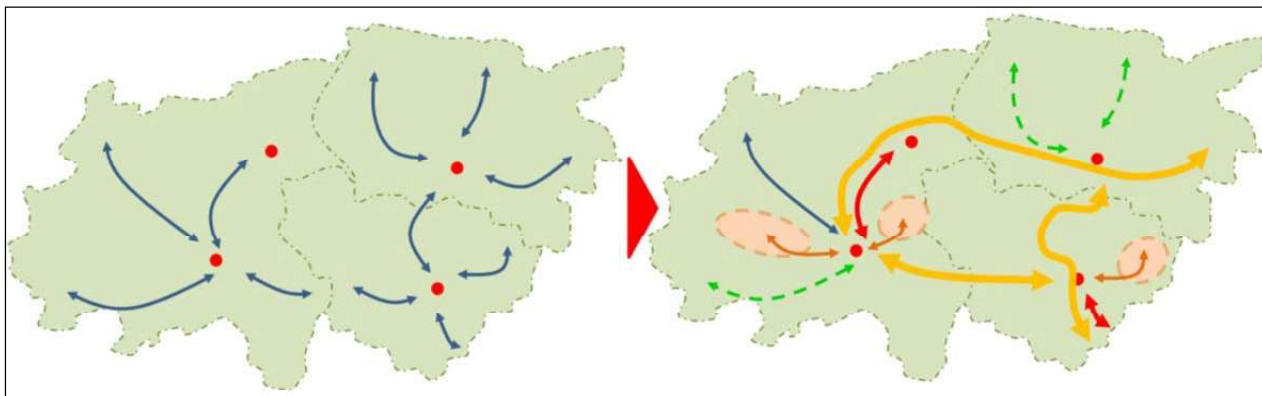


図1 バス路線再編のイメージ

出典：国土交通省

～北設楽郡の公共交通機関～

- ・東海旅客鉄道（J R 東海）の飯田線
- ・豊鉄バスによる定時定路線の路線バス
- ・北設楽群 3 町村の運営による定時定路線の路線バス
- ・事前予約方式の予約バス（設楽町、東栄町）
- ・小中学校の通学用のスクールバス（設楽町、東栄町、豊根村）
- ・公共交通空白地有償運送の「のってかっせ」（設楽町津具地区）、「がんばらマイカー」（豊根村）
- ・市町村福祉有償運送の「移送サービス」（設楽町）
- ・タクシー（設楽町 2 事業者、東栄町 1 事業者）

出典：北設楽郡地域公共交通網形成計画



図2 おでかけ北設の概要図

出典：第2次北設楽郡地域公共交通総合連携計画（概要版）

〔おでかけ北設の成果〕

- ・ 東栄町や豊根村から田口高等学校への通学の利便性向上、自宅通学率の向上
- ・ 3町村すべての中学校にて田口高等学校との中高一貫教育の実施
- ・ 豊根村から東栄病院への通院の利便性向上（特に冬期）
- ・ 予約バス運行に伴う交通空白域解消による生活の質の向上

出典：北設楽郡地域公共交通網形成計画

まとめ：

今後の更なる人口減少が予想されるなか、公共交通網を維持するためには地域住民の利用促進が不可欠である。北設楽郡は遠州地域・南信州地域との県境に接する地域でもあり、隣接する他の中山間地域でも同様に地域住民の利用促進が求められているだろう。例えば、下流域の都市部の交通網や県境を越えた地域とも接続させ、より広域的な利用促進を図るなど、広域連合や三遠南信地域などより広い枠組みで利用を促進するための取り組みや体制が必要ではないだろうか。

加えて、地域外からの来訪者の利用をいかに増やすかも重要である。北設楽郡では「おでかけ北設」と「地域の観光資源やイベント」をパッケージ化し、全国へ情報発信することにより全国から利用者を呼び込もうとしている。現状の運行ルートでは地域内の観光名所へのアクセスに課題が残るが、三遠南信地域における広域観光振興の視点からも重要な交通インフラになりうるだろう。

静岡県西部広域脳卒中地域連携パスに関する連携

国の指針において、「個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれらの医療機関間の連携により、医療から介護サービスまでが連携し継続して実施される医療体制」を地域において構築することが重要とされている。そのため、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現するため、「地域連携クリティカルパス」を導入する地域が増加している。

地域連携クリティカルパスとは？

- 急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受けるすべての医療機関で共有して用いるもの。
- 診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。
- 施設ごとの診療内容と治療経過、最終ゴール等を診療計画として明示したもの。

出典：厚生労働省資料

【実施主体】 脳卒中の地域ネットワークを考える会、
医療関係機関

【エリア】 西部医療圏と中東遠医療圏（浜松市、湖西市、
磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、
森町）

【事業概要】

- 2004 年 4 月に脳卒中診療に関わる医療関係者が集まり、脳卒中の地域ネットワークを考える会を発足。2008 年 6 月から静岡県西部広域脳卒中地域連携パスの運用を開始。
- パスの体裁はパスポート形式を採用し、紹介状、データ用紙、再発予防ノートの 3 部構成。患者（家族）自身が診療の際に携帯することで必要な情報が切れ目なく受け継がれていく運用。（「脳卒中地域連携パス」ファイルダウンロード：<http://www.seirei.or.jp/hamamatsu/departmentspec/ialty/stroke/stroke-path/index.html>, 2016 年 12 月）
- 静岡県西部広域地域連携パス検討委員会（事務局は医療機関による 2 年毎の持ち回り）を定期的に開催し、今後の方針やパスの掲載内容の改訂を検討。
- 地域連携パスにかかる国の診療報酬制度があり、医療機関が認定を受けることで、診療報酬に加算算定される。
- 2016 年 3 月までの旧制度では、脳卒中と大腿骨頸部骨折のみが対象疾患。静岡西部医療圏では、大腿骨頸部骨折に関しても同様の地域連携パスを運用中。

静岡県西部広域脳卒中地域連携パス
パスポート表紙 - 入力 -
地域ネットワークで援助するあなたの健康管理

《病院、診療所にかかるときは必ず持参しましょう》

フリガナ： 氏名： 性別：

生年月日（西暦） 発症時年齢： 歳

住 所：

連絡先：

かかりつけ診療所名：

急性期病院名：

担当ケアマネジャー施設名：

【地域連携パスポート必要ページ案内】

- 急性期→回復期 1 p～5 p
 - 回復期→維持期 6 p～7-() p ※7-() p は()内に継続ページを記載してください。
 - 急性期→維持期 1 p～5 p、7-() p ※7-() p は()内に継続ページを記載してください。
- ※6 p は回復期退院時に発行の巻、急性期より維持期へ退院の場合は、パスポートには入らない。



静岡県西部広域 脳卒中地域連携パス
静岡県西部広域脳卒中地域連携パス運用検討会(2015.10.9改定)

図 1 地域連携パス

出典：聖隷浜松病院ホームページ

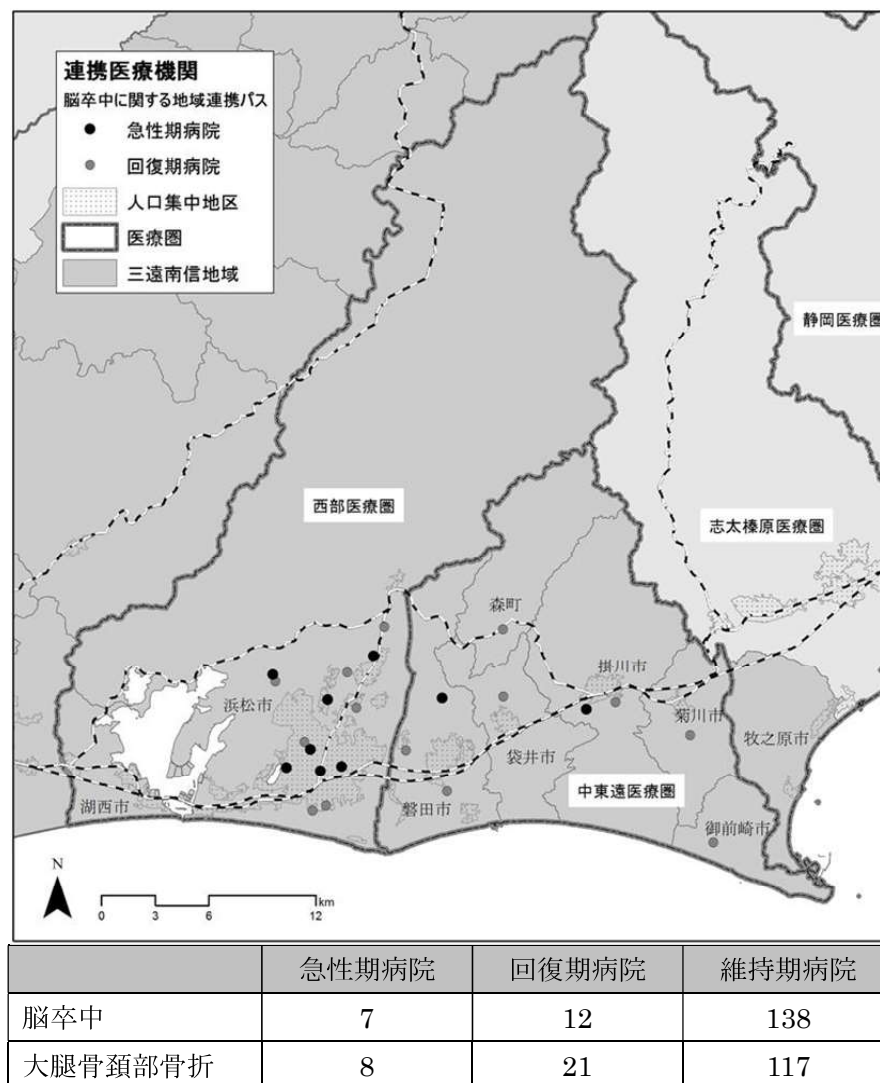


図2 遠州における連携医療機関の分布

出典：「第7次静岡県保健医療計画」をもとに愛知大学作成

まとめ：

2016年4月の制度改定（「地域連携診療計画管理料・退院時指導料」を廃止、「退院支援・地域連携診療計画加算」の新設）により、厚生労働省による認定基準が格上げされた。それによって、脳卒中連携パスの認定医療機関が、急性期病院の7機関→3機関、回復期病院の12機関→5機関、大腿骨頸部骨折の認定医療機関は急性期が8機関→4機関、回復期が21機関→4機関へと、大幅減少した中での対応を余儀なくされている。

くわえて、新制度において対象疾病の限定がなくなったことで、救急を要する疾病に対してだけでなく、認知症などの慢性的疾病を対象とする地域連携パスの運用が進展するかもしれない。そこでは、行政機関との連携による高齢者に関する情報の共有も考えられ、今後は医療機関だけでなく、多様なアクターも含めた、より包括的な全体調整が必要となるだろう。

関連文献：

山崎薫・古橋弘基「当院における大腿骨頸部骨折地域連携パスの運用状況とその課題」、『リハビリテーション医学』49巻3号、リハビリテーション医学会、2012年、127-130頁